

最低賃金の大幅な引上げを求める会長声明

1 中央最低賃金審議会は、近々、厚生労働大臣に対し、平成30年度地域別最低賃金額改定の目安についての答申を行う予定である。

例年、中央最低賃金審議会が示す目安を参考として、地方最低賃金審議会が地域別最低賃金額を答申し、同答申に基づいて都道府県労働局長が最低賃金額を改正決定している。群馬県においても、昨年、群馬県地方最低賃金審議会の答申を受け、地域別最低賃金が1時間当たり759円から783円に改定されたところである（平成29年10月7日発効）。これは中央最低賃金審議会が答申した目安のCランク（群馬県に適用される目安のランク）24円を反映したものといえよう。

このように、中央最低賃金審議会が答申する目安は、これに続く地域別最低賃金の改正決定に、強く影響を及ぼすものである。

2 ところで、我が国の最低賃金制度は、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定等に資することを目的としている（最低賃金法第1条）。

ここで、1か月当たりの労働時間として、厚生労働省の毎月勤労統計調査の結果（平成30年3月分結果確報）である168.3時間（調査産業計の一般労働者の総実労働時間）を用い、現在の最低賃金額である1時間当たり848円（全国加重平均額）をもとに試算すると、1か月の賃金額は14万2718円となる。

しかし、この賃金額では、労働者が十分生活していくだけの水準が確保されているとは言い難いものである。

3 政府は、2016年6月2日に閣議決定された「日本再興戦略2016」

の工程表において、全国加重平均が1,000円となることを目指すとし、2010年6月18日に閣議決定された「新成長戦略」においては、2020年までの目標として、「全国最低800円、全国平均1000円」にまで最低賃金を引き上げることを明記している。

ところが、2018年現在の全国加重平均額は848円に留まっており、残り2年間で目標を達成するためには、1年当たり76円の引上げが必要である。

4 最低賃金の引上げの効果には、労働者の離職率を下げ、新規採用・訓練のコストを削減し、生産性の向上に繋がること、また、賃金が消費に回り地域的及び全国的に経済成長を刺激することなどが挙げられ、このようなメリットがあることからも、最低賃金を引き上げるべきことは正当化される。

また、2015年1月から最低賃金制度を導入することで低賃金労働者の賃金を引き上げたドイツでは、導入前後で雇用者数、会社の倒産件数及び会社の新規の登録件数に変化はなく、負の影響はないとドイツ最低賃金委員会は見ており、企業の競争力低下も見られなかったということである。

5 したがって、中央最低賃金審議会は、目安を大幅に引き上げることによって地方最低賃金審議会が決定する地域別最低賃金の大幅な引上げを促し、地域経済の健全な発展を促すとともに、労働者の健康で文化的な生活を確保すべきである。

2018年6月14日

群馬弁護士会 会長 佐々木弘道